



# 事業所の皆様へ



## 建物の増改築や改修の際は消防署に相談を!!

近年、地域活性や観光地再生の目的で様々な支援や補助事業が実施されています。各事業所の皆様もこれらの事業を利用し、建物の改修や設備投資を計画されているかと思います。

昨今、消防の立入検査において、建物の増改築や用途変更等に伴い、必要となる消防用設備が法令に基づいて設置されておらず、違反状態となっているケースが見受けられます。この原因の一つとして、消防用設備の必要性が、関係者の皆様に十分ご理解いただけていないことが考えられているところです。

このような状態にならないように、消防署では関係者の皆様のご相談、事前協議に応じております。以下のケースに該当する場合は、積極的に消防署にお問い合わせください。

- ・ 建物を増築、改築する
- ・ 建物の用途を変更する（住宅を旅館や飲食店等に変更）
- ・ 建物の間仕切りを変更する
- ・ 新たなテナントが入店する

10年経ったら交換しましょう



お問い合わせ先

美方広域消防本部 予防課予防係 0796-93-9019

美方広域消防署 香住分署予防係 0796-36-0119